デジタル庁令

○デジタル庁令第六号

デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）及びデジタル庁組織令（令和三年政令第百九十二号）を実施するため、デジタル庁組織規則の一部を改正する庁令を次のように定める。

令和八年八月二十八日

内閣総理大臣　高市　早苗

デジタル庁組織規則の一部を改正する庁令

デジタル庁組織規則（令和三年デジタル庁令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（企画官） **第一条**　（略） ２　（略） ３　企画官の定数は、併任の者を除き二十一人とする。	（企画官） **第一条**　（略） ２　（略） ３　企画官の定数は、併任の者を除き二十二人とする。

附　則

この庁令は、令和八年九月一日から施行する。

省　令

○法務省令第四十七号

出入国管理及び難民認定法及び出入国管理及び難民認定法第二条第五号ロの旅券を所持する外国人の上陸申請の特例に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第三十二号）の施行に伴い、並びに出入国管理及び難民認定法第六十九条及び第六十九条の二第二項並びに出入国管理及び難民認定法施行令（平成十年政令第百七十八号）第二十五条第二項第四号の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年八月二十八日

法務大臣　平口　洋

出入国管理及び難民認定法施行規則等の一部を改正する省令

（出入国管理及び難民認定法施行規則の一部改正）

第一条　出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分と二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（資格外活動の許可） **第十九条**　［略］ ２　［略］ ３　第一項の規定にかかわらず、地方出入国在留管理局長において相当と認める場合には、外国人は、地方出入国在留管理局に出頭することを要しない。この場合においては、次の各号に掲げる者であつて当該外国人から依頼を受けたものが、本邦にある当該外国人に代わつて第一項に定める申請書等の提出及び前項に定める手続を行うものとする。 一　次のイからホまでに掲げる機関又は団体（以下第三号並びに第五十九条の四第二項第一号イ及び第六十四条第五項第三号において「受入れ機関等」という。）の職員で、地方出入国在留管理局長が適当と認めるもの（次号又は第三号に掲げる場合を除く。） ［イ～ホ　略］ ［二～六　略］ ［４～６　略］	（資格外活動の許可） **第十九条**　［同上］ ２　［同上］ ３　第一項の規定にかかわらず、地方出入国在留管理局長において相当と認める場合には、外国人は、地方出入国在留管理局に出頭することを要しない。この場合においては、次の各号に掲げる者であつて当該外国人から依頼を受けたものが、本邦にある当該外国人に代わつて第一項に定める申請書等の提出及び前項に定める手続を行うものとする。 一　次のイからホまでに掲げる機関又は団体（以下第三号並びに第五十九条の四第二項第一号イ及び第六十一条の三第五項第三号において「受入れ機関等」という。）の職員で、地方出入国在留管理局長が適当と認めるもの（次号又は第三号に掲げる場合を除く。） ［イ～ホ　同上］ ［二～六　同上］ ［４～６　同上］